



日時：R2.1.23（木）10:00～11:30

場所：1001 会議室（那覇市役所本庁10階）

次 第

1 開会

2 協議事項

(1) こどもの歯科口腔保健について

[説明担当部署：健康部 健康増進課、学校教育部 学校教育課]

(2) 教職員の働き方改革について

[説明担当部署：学校教育部 学校教育課]

3 その他

4 閉会

◇総合教育会議 構成員

職 名	氏 名	任期
市長	城間 幹子	平成 30 年 11 月 16 日～令和 4 年 11 月 15 日
教育長	田端 一正	平成 30 年 4 月 8 日～令和 3 年 4 月 7 日
教育委員 (教育長職務代理者)	本仲 範男	令和元年 10 月 5 日～令和 5 年 10 月 4 日
教育委員	比嘉 佳代	平成 28 年 4 月 4 日～令和 2 年 4 月 3 日
教育委員	喜屋武 裕江	平成 30 年 1 月 5 日～令和 4 年 1 月 4 日
教育委員	平良 浩	平成 30 年 4 月 8 日～令和 4 年 4 月 7 日

総合教育会議資料

1. 那覇市の現状と取り組み

(1) 現状

近年、幼児・児童・生徒のむし歯のある者の割合（むし歯有病者率）は 経年的に減少傾向にあるものの、平成28年度厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」では、沖縄県の3歳児むし歯有病者率は28.2%で全国ワースト1位であり、全国で最も少ない愛知県は10.2%で、18ポイントの地域格差がある。那覇市の3歳児むし歯有病者率は28.2%で本県と同率となっており、全国平均15.8%とは12.4ポイントの格差がある。

平成 30 年度文部科学省「学校保健統計調査」では、本県の 12 歳児一人平均むし歯数は 1.8 本で全国ワースト 1 位であり、全国で最も少ない新潟県は 0.3 本で、約 6 倍の地域格差がある。本市の 12 歳児の一人平均むし歯数は 1.26 本で新潟県とでは約 4.2 倍の地域格差があり、全国平均の 0.74 本と比較しても本県及び本市は大きな格差がある。さらに経済格差により、低所得世帯においては子どものむし歯の増加が認められている。

(2) 今までの取り組み

- ①乳幼児健診（1 歳 6 ヶ月児健診、3 歳児健診）にて歯科保健指導やフッ化物塗布を実施している。
- ②今年度から 2 歳児歯科健診を実施しており、その中でも歯科保健指導やフッ化物塗布を行っている。
- ③公立保育園及び公立認定こども園全施設にて、毎日歯磨き時間を設定している。
- ④公立保育園全施設、公立認定こども園 3 施設にて、フッ化物洗口を実施している。
- ⑤小学校 1 校にてフッ化物洗口を実施している。
- ⑥フッ化物洗口実施校の拡充のため、校長連絡協議会にてフッ化物洗口について講話を行い、さらに学校訪問を実施して、校長、教頭、養護教諭に対してフッ化物洗口について丁寧に説明している。
- ⑦今年度から妊婦歯科健診を実施している。

(3) 今後の取り組み

- ①3歳児むし歯有病者率は、全国最下位であることから、むし歯予防の効果的な方法である「歯みがき」、「甘味量の制限」、「フッ化物の応用」について今後も継続して周知する。
- ②12歳児一人平均むし歯数は、全国最下位であることから、家庭のみならず、

学校、地域と連携して、全小中学校における集団によるフッ化物洗口や歯みがき教室等の実施を支援する。

- ③全国的に40代及び60代における進行した歯肉炎を有する者の割合は増加傾向にあることから、1年に1回の定期的な歯科健診の受診を勧奨する。
- ④歯を失う2大疾患は「むし歯」と「歯周病」であるため、今後も引き続き、ライフステージに応じたむし歯及び歯周病の予防対策を推進する。
- ⑤乳幼児期の食べる機能の発達の支援から始まり、高齢者の口腔機能の維持・向上までの継続した支援を推進する。

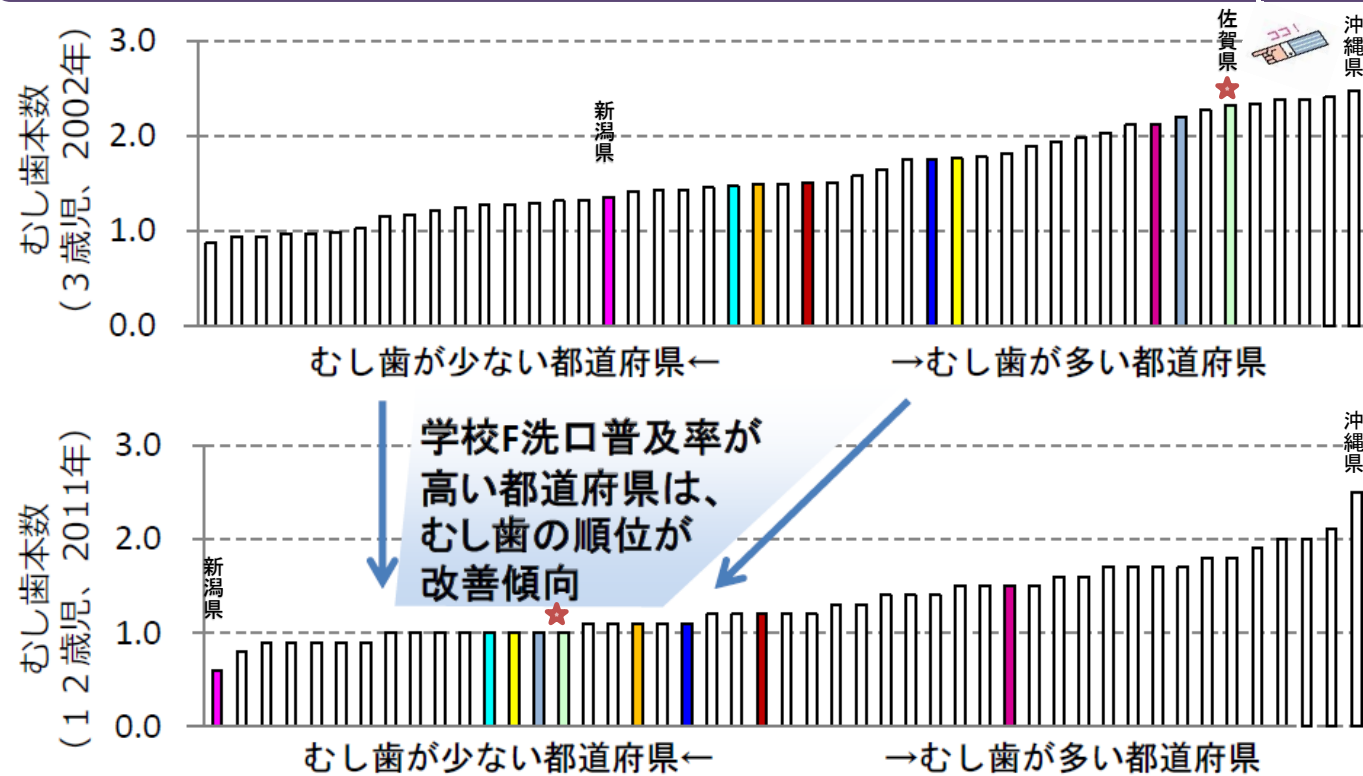
2. 課題

- ①毎年フッ化物洗口の実施校を少しずつ増やし、将来的には全小・中学校においてフッ化物洗口を実施したいが、学校現場の負担増や安全面の懸念が払拭されていないことから、進んでいない状況である。
- ②むし歯がない幼児・児童・生徒と、むし歯がある幼児・児童・生徒は二極化の傾向がある。特に多数のむし歯を有する幼児・児童・生徒に対しては、現状を把握して多方面からの支援が必要である。
- ③子育てや仕事、介護等に追われ、むし歯の予防や治療に時間を費やすことが難しい家庭環境にある幼時・児童・生徒が多く見受けられる。
- ④他の病気に比べ、むし歯や歯周病に対しての重要性や意識などが低く、歯を失うことに対して危機感がないように思われる。

3. 参考

- ①新潟県は昭和45年から小学校においてフッ化物洗口を実施している。その結果12歳児一人平均むし歯数は平成12年から連続20年ベスト1位を維持している。
- ②佐賀県は平成11年から小学校におけるフッ化物洗口を実施。平成25年度からは全小学校で実施。その結果、3歳児むし歯有病者率はワーストに近いものの、12歳児一人平均むし歯数は上位に位置している。
- ③沖縄県内では、久米島町、伊江村、北大東村、南大東村等ですでに実施しており、むし歯罹患率は全国平均を下回っている。
- ④フッ化物洗口の安全性は十分に確立しており、定められた実施手順にしたがって、フッ化物洗口を実施すれば健康被害が起こることはない。全国的にも健康被害についての報告はない。
- ⑤本市が推進しているフッ化物洗口は、養護教諭や教職員の負担を抑えるために、フッ化物洗口剤を水に溶解してフッ化物洗口液を調整する担当は、学校歯科医としております。

学校フッ化物洗口でむし歯の地域格差が改善！



出典：東北大学大学院歯学研究科国際歯科保健学分野

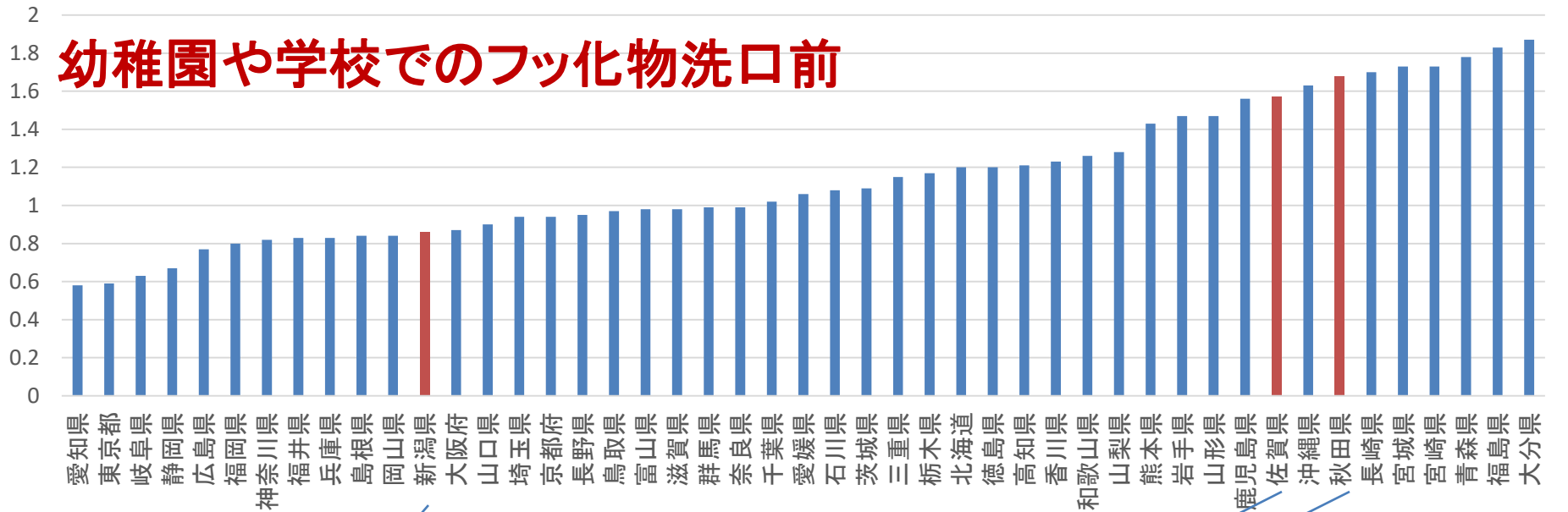
図1. 都道府県ごとの学校フッ化物洗口普及率とむし歯の順位の変化

全国の7年間のデータの解析結果、学校フッ化物洗口が普及している都道府県は、洗口実施前の3歳児から洗口実施後の12歳児までのむし歯の都道府県順位が改善していた。佐賀県を例にすると、2002年（上グラフ）のむし歯が多い都道府県の下位から6番目の薄緑のグラフが佐賀県ですが、学校フッ化物洗口を実施後の2011年（下グラフ）では9年間でむし歯が少ない県の上位15位まで改善しています。このデータにより、学校フッ化物洗口の普及率が高い都道府県は、むし歯の数の順位が改善しているのが明かです。

むし歯は、未だに多く見られる疾患で、社会経済状態や地域によって格差があることが報告されています。社会経済状態や家庭環境にかかわらず、集団で行う学校でのフッ化物洗口がむし歯予防効果を発揮することで、むし歯の減少および地域格差の縮小に貢献しているといえます。

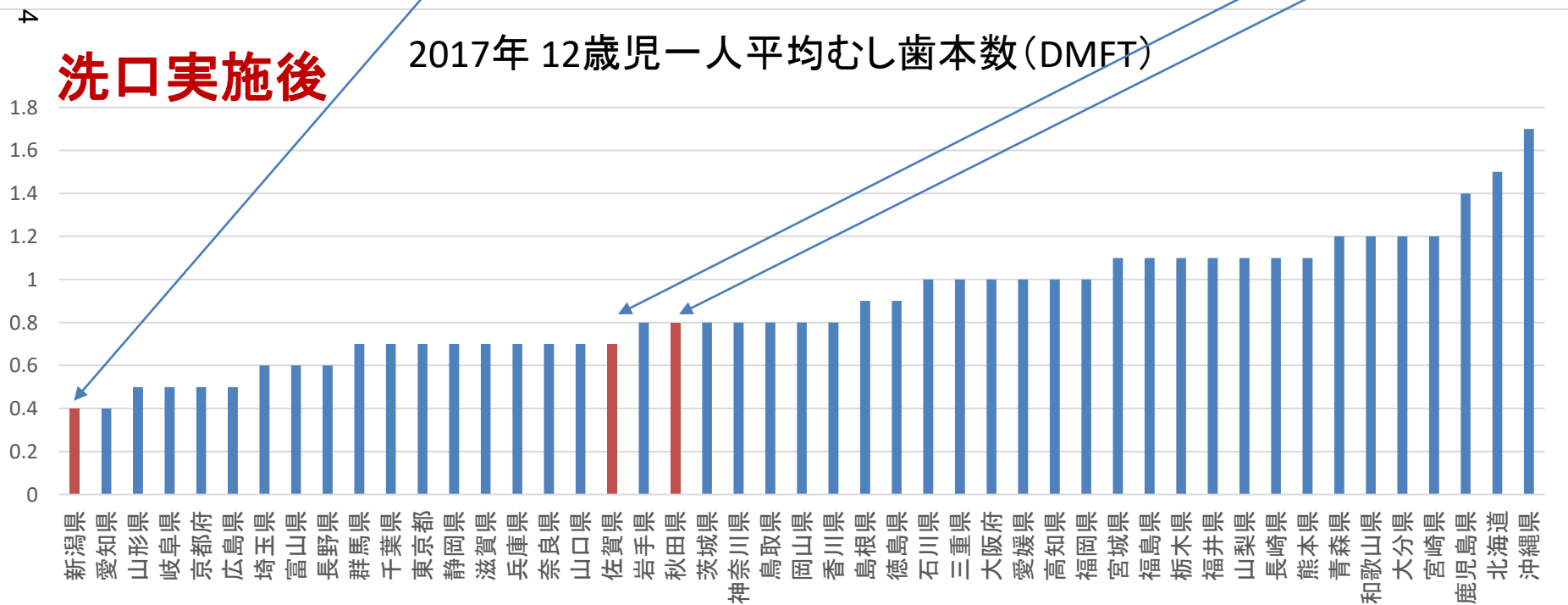
2008年 3歳児一人平均むし菌本数(dmft)

幼稚園や学校でのフッ化物洗口前

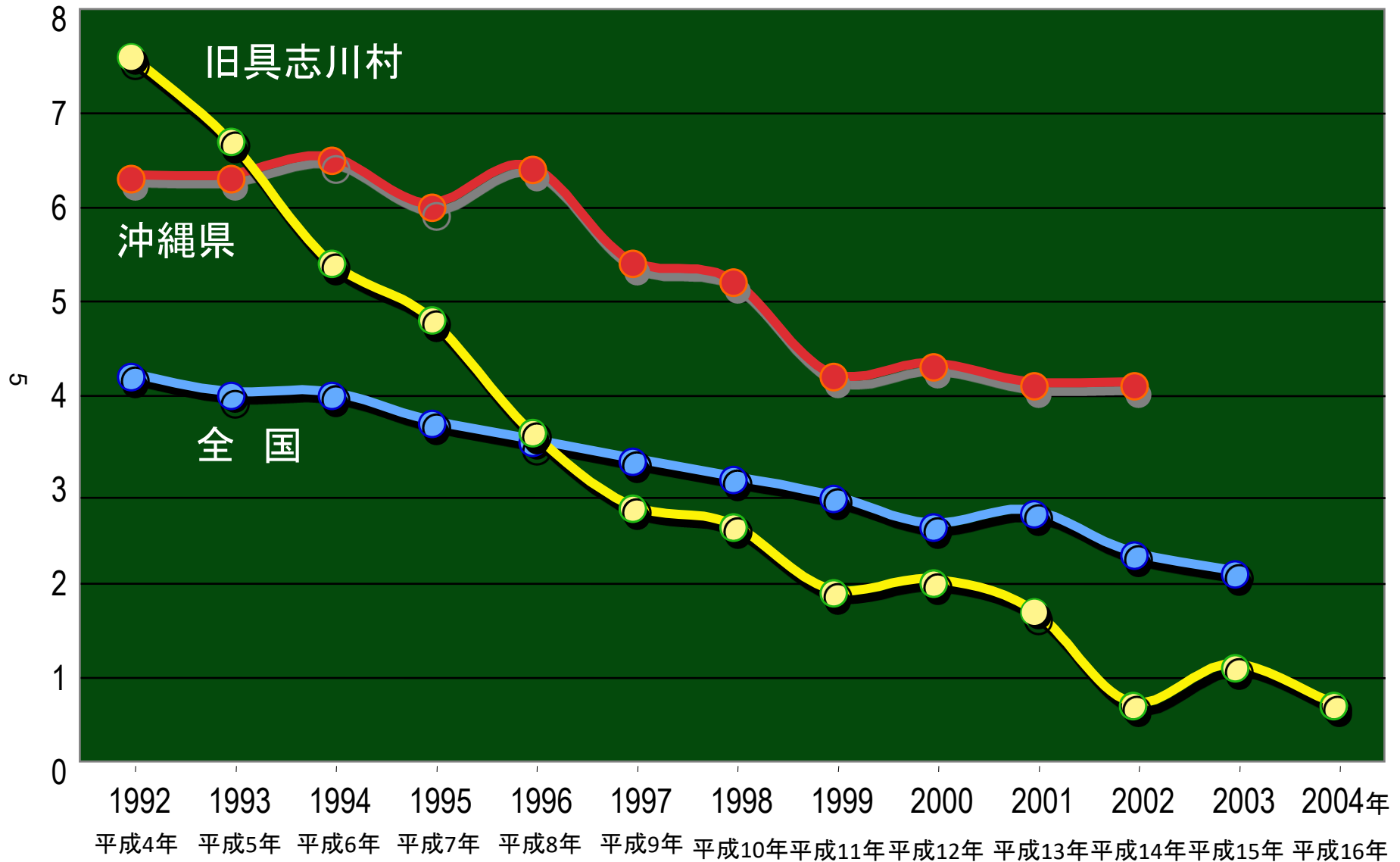


洗口実施後

2017年 12歳児一人平均むし菌本数(DMFT)



12歳児の一人平均むし歯数



天妃小学校の現状

フッ化物洗口実施率

平成27年度：84.72%

(383人/445人実施)

平成28年度：91.97%

○ (401人/436人実施)

平成29年度：94.31%

(414人/439人実施)

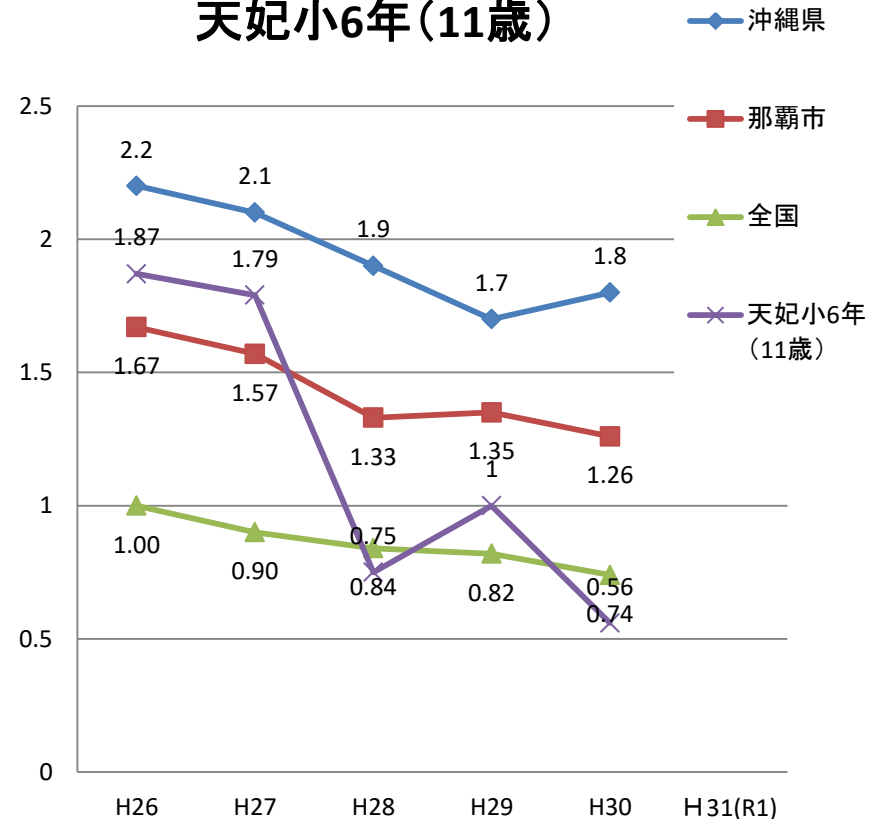
平成30年度：91.35%

(412人/451人実施)

令和 元年度：94.0%

(423人/450人実施)

12歳児一人平均むし歯数
天妃小6年(11歳)



保護者のみなさまへ



むし歯予防のための フッ化物洗口



フッ化物洗口は、WHO（世界保健機関）をはじめ、世界各国の保健医療の専門機関が認める安全で効果の高いむし歯予防の一つであり、厚生労働省もフッ化物の利用を推奨しています。

那覇市では、健康増進計画の「健康なは21（第2次）」及び「学齢期におけるフッ化物等モデル事業」において、フッ化物洗口の実施を進めています。そこで、本市では、南部地区歯科医師会や沖縄県歯科衛生士会と連携を図り、安全面に十分に配慮し、本市の責任の下で、フッ化物洗口の推進を図ります。

本リーフレットには、フッ化物洗口の問題点・留意点も明記していますので、保護者の皆様におかれましては、フッ化物洗口を安心・安全に実施して児童・生徒のむし歯を予防していくか等についてご覧いただきたいと思います。

つきましては、むし歯の発生しやすい時期にしっかり予防していきたい、むし歯を持つ子と持たない子の二極化を防ぎたいという本市の考えにご賛同いただき、フッ化物洗口の実施に向け、ご理解いただきますようお願い致します。

※フッ化物洗口剤（顆粒）は、濃度が高いため劇薬ですが、水に溶かした洗口液は普通薬となります。



『フッ化物』ってどんなもの？

「フッ素」は自然の中に普通に存在しているものです。地中・河川などをはじめ、お茶や魚介類、野菜などの飲食物の成分として含まれています。また、人体中（歯や骨、血液中）にもフッ素は存在します。通常は他の元素と結合し「フッ化物」となります。

学校で行うフッ化物洗口（フッ化物イオン濃度900ppm）では、洗口後に少量のフッ化ナトリウム1.99mg（フッ化物として0.9mg）が口に残り、歯に作用してむし歯予防効果を持続させます。

※ppmとは、1/100万の割合を表す単位で1ℓ中に何mg含まれているかの表示です。

∞



フッ化物の働きは？

- ★ 歯のエナメル質や象牙質に取り込まれて、強い結晶構造を作ることによって歯を強くします。（耐酸性）
- ★ 初期のむし歯の修復（少し溶けたエナメル質を元に戻すこと）を促進します。（再石灰化の促進）
- ★ フッ素の抗菌力により、むし歯の原因菌であるミュータンス菌の活動を抑えます。（抗菌作用）

市販の歯磨き剤の約90%にフッ化物が配合されています。フッ化物配合の歯磨き剤に比べ、フッ化物洗口の永久歯のむし歯予防効果は約2倍です。

フッ化物配合の歯磨き剤の効果20～30%

フッ化物洗口の効果50～60%





③

オラブリスを使ったフッ化物洗口

フッ化物洗口の実施は、週1回行う方法を基本とします。（実施する時間については、各学校の実態に応じて設定します。）

◆作製

各学校において学校歯科医等によってオラブリスの洗口液を調製します。

◆配布

各学級において自分のコップや紙コップに1人あたり約10ccを配布します。

フッ素で むし歯予防



。

◆洗口

洗口液を口に含み、1分間ぶくぶくうがいをして口全体にいきわたらせます。残った洗口液は吐き出します。

※洗口後約30分間は、フッ化物が歯に作用しているため、飲食をなるべく控えます。



④

フッ化物洗口にかかる費用（無料）

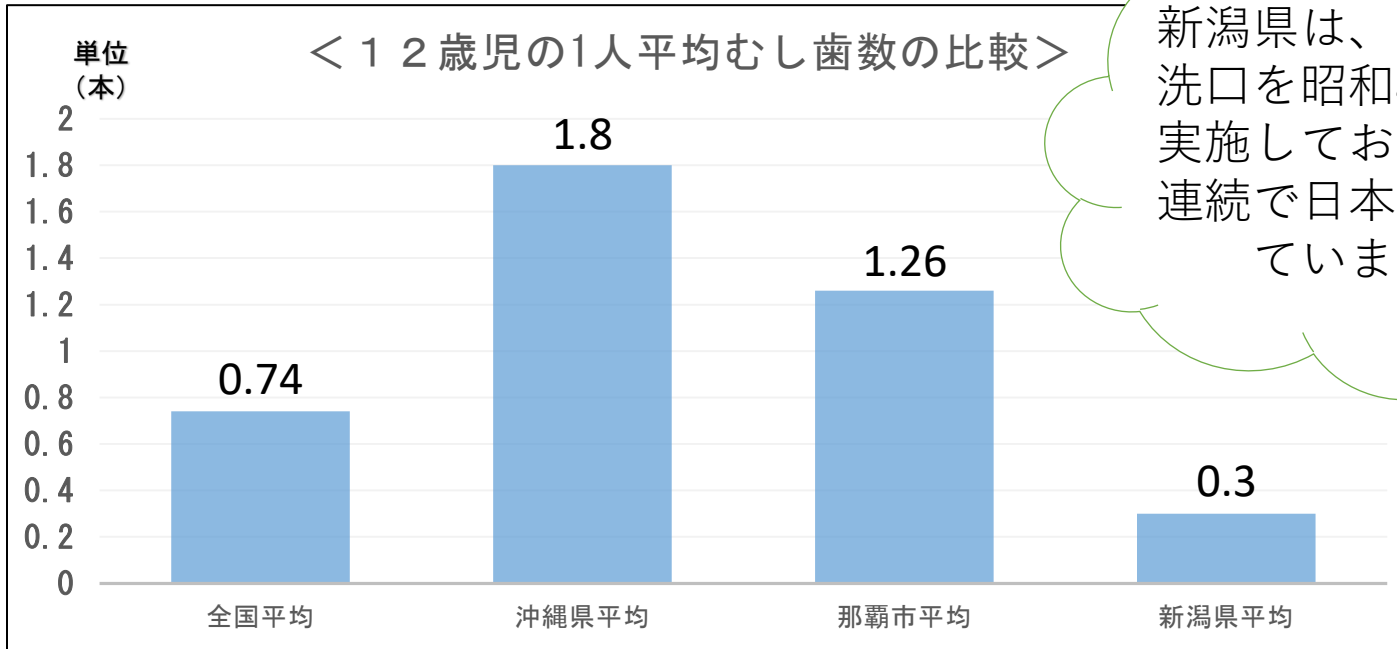
本市が行うフッ化物洗口では、薬剤などの必要経費（年間1人約160円）がかかりますが、市の補助により無料で実施します。

現在、歯科医院や家庭において「フッ化物塗布や洗口」を行っている方でも、併せてフッ化物洗口を実施することで効果が高まるといわれています。

児童・生徒の口腔衛生向上のため、推進してまいります。



フッ化物洗口の効果と那覇市の状況



新潟県は、フッ化物洗口を昭和45年から実施しており、19年連続で日本一となっています。

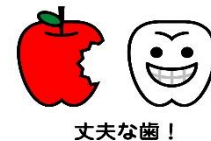


平成30年度学校保健統計調査より

平成30年度文部科学省「学校保健統計調査」では、本県の12歳児1人平均むし歯数は、1.8本で全国ワースト1位であり、全国で最も少ない新潟県は0.3本で、約6倍の地域格差があります。また、本市の12歳児の1人平均むし歯数は1.26本で新潟県とでは約4.2倍の地域格差があり、全国平均の0.74本と比較しても本県及び本市は大きな格差があります。



フッ化物洗口の安全性について



《国の指針》

厚生労働省が示した「フッ化物洗口ガイドライン」では、適正な濃度と量を守れば、健康被害が発生することなく安全で効果的にむし歯が予防できると示されています。また、急性中毒、慢性中毒試験の結果からも安全性が確保されています。

《歯のフッ素症について》

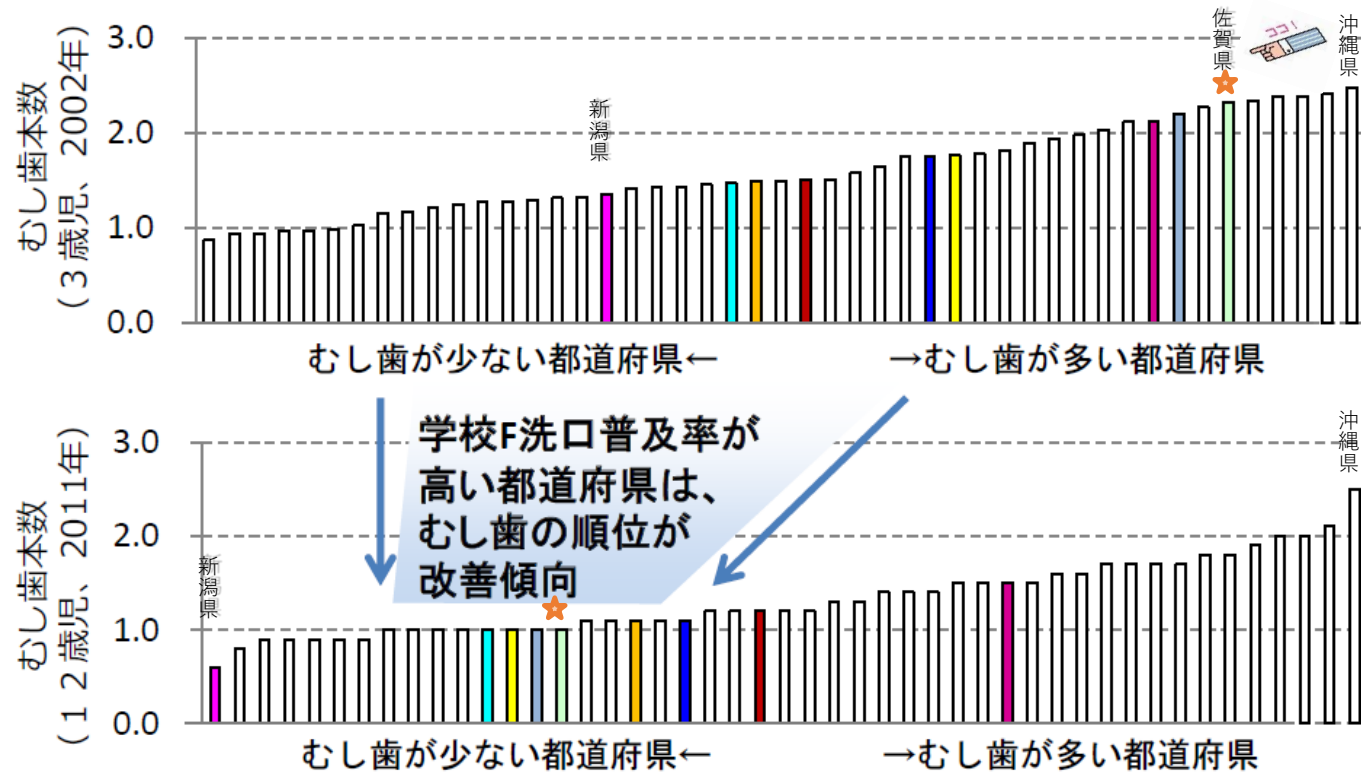
歯のフッ素症（斑状歯：エナメル質形成不全）とは、エナメル質形成期（歯が顎の中でつくられる時期）に、過量のフッ素を含む水を長期間飲み続けると発現するもので、フッ化物洗口でこの斑状歯が生じたという報告はあがりません。歯の斑状模様はフッ化物以外の原因でも生じることがあります。

《フッ化物洗口について》

フッ化物洗口は、特にむし歯になりやすい時期（4～14歳）に長期間継続して実施することで大きな効果が期待できます。

学校におけるフッ化物洗口によるむし歯の予防法は、実施方法が簡単で費用もかからず、また全ての児童・生徒が参加できるなど、高いむし歯予防効果を発揮することができます。フッ化物は年齢に関係なく、生涯を通じて応用が可能です。

学校フッ化物洗口でむし歯の地域格差が改善！



出典：東北大学大学院歯学研究科国際歯科保健学分野

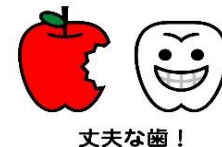
図1. 都道府県ごとの学校フッ化物洗口普及率とむし歯の順位の変化

全国の7年間のデータの解析結果、学校フッ化物洗口が普及している都道府県は、洗口実施前の3歳児から洗口実施後の12歳児までのむし歯の都道府県順位が改善していた。佐賀県を例にすると、2002年（上グラフ）のむし歯が多い都道府県の下位から6番目の薄緑のグラフが佐賀県ですが、学校フッ化物洗口を実施後の2011年（下グラフ）では9年間でむし歯が少ない県の上位15位まで改善しています。このデータにより、学校フッ化物洗口の普及率が高い都道府県は、むし歯の数の順位が改善しているのが明らかです。

むし歯は、未だに多く見られる疾患で、社会経済状態や地域によって格差があることが報告されています。社会経済状態や家庭環境にかかわらず、集団で行う学校でのフッ化物洗口がむし歯予防効果を発揮することで、むし歯の減少および地域格差の縮小に貢献しているといえます。



フッ化物洗口に対するQ&A



Q. フッ化物洗口を行ってはいけない病気等がありますか？

A. 身体の弱い人や障がいのある人が、特にフッ素の影響を受けやすいという事実はありません。

正しい応用法では口の中に残るフッ素の安全性についてもまったく問題はなく、慢性疾患に対するフッ素の禁忌やアレルギーについても報告はありません。むしろ障がいがあり、歯みがきなどの歯口清掃が十分に行えない人にこそフッ化物応用によるむし歯予防が必要です。

Q. 学校でフッ化物洗口を行い、家で歯磨き剤を使い、歯医者さんでフッ化物を塗ったら、やりすぎにならないでしょうか？

A. やりすぎにはなりません。

フッ化物洗口は、うがいのできる年齢から継続して実施することで高いむし歯予防効果を発揮します。フッ化物塗布やフッ素入り歯磨き剤を併用することによって、さらに効果を増大させることができます。また、併用してもフッ化物摂取量が過剰になる心配はなく、安全性に問題はありません。

Q. フッ化物洗口するとき、液を飲み込んでしまっても大丈夫ですか？

A. フッ化物洗口液は、たとえ1回分の全量を飲み込んでしまっても害のない量に調製されています。仮に、週1回法（900ppm）の洗口液10ml全量を飲み込んだ場合、9mgのフッ化物を体内に摂取したことになりますが、不快な症状（嘔吐、口渇など主に胃の刺激症状）が発現する量は、6歳児の平均体重20kgの子どもで40mgとなります。これは約4回分（40ml）に相当します。なお、フッ化物洗口の実施に当たっては、水を用いた練習をしてから開始するようにしています。

Q. フッ化物洗口を、なぜ学校で行うのですか？メリットはあるのですか？

A. あります。

フッ化物洗口は個人では継続が難しいこともあり、集団を対象に行う事によって、その施設内のほぼ全員の児童・生徒にフッ化物の効果が表れます。「平等に健康が守られ、経済的」「むし歯予防の意識づけができる」「忘れる事なく確実な管理ができる」というメリットがあります。本市では、むし歯を持つ子供とそうでない子供の二極化の課題を解消し、すべての児童・生徒がむし歯を持たないようにすることを目標とし、集団でのフッ化物洗口を推進しています。

Q. むし歯を予防するのに、歯みがきだけでは不十分ですか？

A. 不十分です。

歯みがきだけでは効果が期待できません。

むし歯予防は、①歯みがきやフロス（糸ようじなど）を上手に使用すること、②上手な間食のとり方③フッ化物を上手に利用すること、の3つが基本です。しかし、歯みがきだけでは、むし歯になりやすいところに歯ブラシが届かないなどの理由で、十分な予防効果は期待できません。また、甘い物をダラダラと食べたり、歯みがきをしなかったりではフッ化物を応用していてもむし歯ができることはあります。

Q. フッ化物洗口を実施する前に、歯をみがく必要はありますか？

A. 洗口前に歯をみがいた方が効果的です。

歯をみがくことは、むし歯予防だけではなく、歯ぐきや口の中の健康を保つために大切なことです。フッ化物洗口を行う前に歯をみがくことはさらに効果的です。

【小・中学校におけるフッ化物洗口について】

出典：沖縄県歯科医師会出典「フッ化物洗口マニュアル」

お問い合わせ先

フッ化物洗口全般について

那覇市健康部

那覇市保健所健康増進課

Tel 098-853-7961（内線6008）

学校運営等について

那覇市教育委員会

学校教育課

Tel 098-917-3506（内線2623）

フッ素で むし歯予防



フッ化物洗口当日の手順(平成30年10月～現在)

7:45～(15分)

保健室

学校歯科医
職員室で家庭科室の鍵を受け取る

養護教諭
保健室来室者対応

家庭科室

学校歯科医

- ・洗口当日、必要量の洗口剤を家庭科室へ持参。
- ・洗口剤を溶解し洗口液を作る。



8:10(10分)

教室

6年生の保健委員が各クラスへ配布



- ・クラス担任が受け取る
- ・児童はコップを準備し、順番よく並ぶ
- ・ノズルを深く2回プッシュし液を入れる
- ・席に着き、CDを流し洗口開始
- ・洗口後はコップに吐き出し、流し台でコップを洗って片づけたら終了



終了後、保健委員が回収し家庭科室へ。8:30には自分の教室に戻り、保健委員活動終了



学校歯科医
洗口時間帯は各教室を巡

8:20～8:45

家庭科室

学校歯科医

- ・回収されたボトルの残量を確認し破棄。ボトルを洗浄・乾燥
- ・使用済み洗口剤パッケージの本数を確認し、保健室へ



ダブルチェック

保健室

- ・家庭科室の鍵を返却
- ・養護教諭と使用済み洗口剤の本数を確認
- ・学校歯科医は記録簿を記入し終了

令和元年度 フッ化物洗口に関するアンケート (集計)

小・中学校53校中 回答 40校

小学校36校中 回答 27校

回答率 75. 5%

中学校17校中 回答 13校

問1. 本日の説明を聞いて、フッ化物の安全性について理解ができましたか。

ア. 十分理解できた			イ. 理解できた			ウ. 理解できなかった			無回答	
9校 22. 5%			27校 67. 5%			3校 7. 5%			1校 2. 5%	
小	5校	18. 5%	小	19校	70. 4%	小	2校	7. 4%	小	1校 3. 7%
中	4校	30. 8%	中	8校	61. 5%	中	1校	7. 7%	中	0校 0. 0%

問2. 今後、フッ化物洗口を学校に取り入れたいと思いますか。(複数回答あり)

ア. 思う			イ. 思わない			ウ. 環境が整えば実施したい			エ. その他		無回答	
4校 10. 0%			18校 45. 0%			14校 35. 0%			0校 0. 0%		6校 15. 0%	
小	1校	3. 7%	小	14校	51. 9%	小	7校	25. 9%	小	0校 0. 0%	小	6校 22. 2%
中	3校	23. 1%	中	4校	30. 8%	中	7校	53. 8%	中	0校 0. 0%	中	0校 0. 0%

問3. 問2. で「ウ. 環境が整えば実施したい」と回答した方へ質問します。どのような環境が整えば、学校に取り入れたいと思いますか。(複数回答可)

ア. 学校側へ負担のかからない薬剤の管理・保管			イ. 学校側へ負担のかからない洗口液の作製			ウ. 保護者の理解			エ. 教職員の理解			オ. その他(詳細記入)	
14校 35. 0%			14校 35. 0%			14校 35. 0%			12校 30. 0%			6校 15. 0%	
小	9校	33. 3%	小	9校	33. 3%	小	7校	25. 9%	小	8校	29. 6%	小	4校 14. 8%
中	5校	38. 5%	中	5校	26. 3%	中	7校	53. 8%	中	4校	30. 8%	中	2校 15. 4%

問3 その他(詳細記入)

市全体実施なら実施します。
養護教諭への負担が気になる。
現在、校舎建替工事中で新校舎になったら(次年度)導入したいと思う。
負担のない実施。
児童の理解。
一部の生徒はやらないではなく、全員で実施できるとよい。
実施時間の確保(今年度は難しい)。

フッ化物洗口について、ご意見

安全性については賛否あるので不安である。(現時点では、健康被害はないかもしれないが・・・。)
本校の「う歯なし」「治療済み」児童は約84%。かなり高い数値だと思います。本校の状況でフッ化物洗口の必要性を感じません。市教委のほうから、保護者へフッ化物塗布、洗口などの文書を配布するなどして欲しい。最終判断は保護者です。
実施するとしたら学校以外のどのような方が対応してくれるのでしょうか。(教職員の負担軽減)それが課題となっています。
むし歯の予防に有効であることは理解しています。健康面で問題があると指摘する意見もあるようなので、上記の考えになっています。
本校の家庭環境(児童の状況から)を考えると、実施の方向で調整したい。
まだ、本日の説明だけでは決めかねています。具体的に天妃小の実践を聞きたいです。何時に誰が薬剤を準備して、その後学校では、いつ、誰が、どのように行っているのかを聞きたいなと思いました。
既に取り入れている。
那覇市全体で取り入れることには、たいへん良いことだと考えます。一部の学校が実施していくことは、地域、保護者、教職員の考え方が様々あり、学校主導で進めるリスクが生じます。次年度より、教育委員会として全小学校で進めるという基本方針を示し、全家庭、地域に浸透させていくことが大切だと考えます。

令和元年度 フッ化物洗口に関するアンケート （ 集計 ）

趣旨は理解できました。フッ化物洗口については学校で取り組むには負担がどうしても出てくると思います。歯みがきの時間でこれまで同様進めて、フッ素に関しての予防は、家庭でしっかりやるべきかと思います。 学校ではフッ化物のぶくぶくうがいでも飲みこんでしまう子もいると思うのでそれが心配です。
H30年度に市教委からの説明を受けました（学校訪問）。その後、養護教諭、教頭、教務で話し合いました。養護教諭研究会でも導入に難色を示しているようです。学校歯科医にお話聞いてみると、推進するとのこと。両方の意見に挟まれ、導入への道は現段階では厳しい状況です。
養護教諭及び職員の反対が強い。半強制的に市教委主導で導入したら良い。
市内養護教諭全体の共通理解が必要かと思います（養護教諭は非常に不安に感じています）。
「取り入れる」「取り入れない」ではなく、もう少し情報収集してから検討したいと思います。
フッ化物洗口には、いろいろな意見があるが、話（資料等）を通して上記の件がしっかりクリアになれば前向きに考えたい。
保護者の理解が要必要では？
小中と連携して取り組むことが大切であると思います。
歯科医師の中でも意見が分かれている。実施していた自治体から転勤してきた職員の意見からも取組や理解について賛否があり難しい。
現在、本校は清掃終了後に「はみがきタイム」を実施しています。
城北中学校区（城北小、大名小）で取り入れたいと考えています。保護者への説明会等の学校調整よろしくをお願いします。
社会的認知について必要。長期的な安全性に不安を持つ保護者が多く、保護者の理解が困難と考える。そのため、学校の健康教育として取り入れるのが前向きに取り組めない。

陳 情	受 理 番 号	76	受 理 年 月 日	平成 31 年 2 月 8 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情					
陳 情 者 の 住所・氏名						

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情

現在県内の一部の学校において実施されている「集団フッ化物洗口」を那覇市内の公立小中学校全てにすすめる動きが最近みられます。

私たち沖教組那覇支部では以前から、「医療行為であるフッ素洗口を学校現場で行わないこと」を支部の定期大会において満場一致で決議してきました。

その理由として、歯科医師のなかでもその効果や安全性に賛否両論があること、フッ素の持つ「劇薬性」に対し、安全面からの危惧があること、洗口の際に養護教諭や児童・生徒が関わらざるを得なくなる懸念…等を考慮すると学校における集団フッ化物洗口を容認することはできません。

私たちはむし歯予防に対するフッ素の有効性に対し、異を唱えているわけではありません。また逆にその危険性に対しても高度な専門的知識を持っているわけでもありません。ただ学校現場の声として上がってくるのは、

- ① そもそも医療行為は本人や保護者の意志で医療機関において行われるべきであること
- ② 学校における種々の集団予防接種は以前より廃止されてきているのに、なぜフッ化物洗口だけが（賛否あるなかで）時代に逆行するかのよう实施方式とならなければならないのか
- ③ 中央教育審議会中間まとめ（2017年12月22日）を受けた文科省通知（2018年2月9日）で「教職員の業務改善・多忙化解消」が示されたにもかかわらず、ただでさえ超多忙な学校現場に、さらなる負担を強いるのか

ということです。

また、万が一事故や健康障害があった場合、被害者に対する責任の取り方が不透明で、被害者が泣き寝入りさせられる可能性や、逆に養護教員や担任等に責任が及ぶ可能性もあります。

学校において「集団フッ化物洗口」を実施することについては、日本弁護士連合会の意見書でも、「自己決定権、知る権利及びプライバシー権の侵害の状況及び政策遂行上の違法の疑いを放置することは、もはやできない。」として中止を求めています。この行為が人権の観点からも学校現場をさらに混乱させる一因になることは容易に想像できます。

以上のことから、学校における「集団フッ化物洗口」の導入には強く反対します。少なくとも県民に対しての「集団フッ化物洗口」是非の情報公開を徹底し、子どもたちの健康と命に関わる問題ととらえ、慎重な対応を強く求めます。

陳 情	受 理 番 号	103	受 理 年 月 日	令和元年8月28日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	学校におけるフッ化物洗口事業の推進に関する陳情					
陳 情 者 の 住所・氏名						

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

学校におけるフッ化物洗口事業の推進に関する陳情

平成30年度的那覇市立小中学校児童生徒のうち、う蝕（むし歯）処置済み並びに未処置の歯の数を合わせて10本以上ある者は494人（28,490人中）となっており、このような口腔崩壊の児童生徒の多さは大きな問題となっています。那覇市もこの大きな社会問題に対して、フッ化物洗口事業に平成31年度の予算を付けて前向きな姿勢をいただいていることに対し感謝申し上げます。

学童期のう蝕（むし歯）については、歯の痛み等で授業に集中することができないため学力低下につながるだけでなく、物を噛みつぶす機能に支障が生じることによる食習慣の乱れや偏食の促進の他、口元の容姿が良くないため子どもらしく大きな口を開けて笑うことも控えるなど、情緒面での悪影響も考えられます。

また、口腔の状態と全身の健康は密接な関係もありますので、口の健康を守ることが身体全体の健康を守ることにつながり、医療費の抑制にも大きく寄与できます。

医療費が現物給付となり歯科診療所への通院がしやすい環境になってきたと言われていますが、保護者の経済的な家庭環境（特に貧困家庭や母子父子家庭など）の影響により歯科治療のために通院する時間的な余裕がないことに変わりはなく、依然としてう蝕（むし歯）が放置されているのが現状です。その結果として生活困窮家庭の子は歯の状態が悪化しているとの新聞報道（琉球新報、令和元年7月30日付）もあります。

学校でフッ化物洗口を行うことは、う蝕（むし歯）を予防し、普段、歯科診療所に通えない児童生徒の良好な口腔状態を保つことで全身の健康を守ることに大きな効果を得ることを専門職の立場から強く訴えるものです。

そのためには南部地区歯科医師会として那覇市に対し本事業への協力を厭わないところであり、市と協力して市民の生活の質の向上に尽力したいと考えています。

南部地区歯科医師会は、貧困家庭への経済格差や教育格差への直接的な支援は難しいですが健康格差を是正することのために下記の項目について要望します。

記

1. 全那覇市内公立小中学校におけるフッ化物洗口の導入
2. 歯科医師会等を交えたPTAへの積極的なフッ化物洗口事業の説明

資料 1

1. 教職員の働き方改革の背景や国・県の動き

県費負担教職員のICカードによる出退勤システムを導入実施したのが、平成 30 年 9 月からであり、それ以前は、出勤簿への押印のみで時間外勤務の時間を管理していなかった。

その背景には、教員は、政令で原則として時間外勤務を命じないものとされており、時間外勤務を命ずる場合は、修学旅行 や非常災害など臨時又は緊急のやむ得ない必要があるときに限られている。

つまり、教員が費やす多くの時間外業務は、法令上は、命令に基づかない、教師の自主的自発的な労働とされることなどが挙げられる。

また、教員は、特別措置法で、一律に給与月額4%相当額が支給され、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないことになっているため、予算上も、教員の労務管理を行う必要がなかった。

しかし、過労による不幸な事件等を契機に、平成 26 年「過労死等防止対策推進法」が制定。平成 29 年 12 月 26 日に文部科学大臣が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を通知。その中で、ICTの活用やタイムカード等により勤務時間を客観的に把握し集計する等の勤務時間管理の徹底、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等、教職員の長時間勤務是正に向けた取り組みを着実に実施していくこととされた。

平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会において、答申が出され、これまで学校・教師が担ってきた 14 の業務の在り方に関する考え方が示された。

平成 31 年 1 月 25 日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定。本ガイドラインでは、勤務時間外命令の有無に関わらず、外形的に把握することができる在校時間を捉えて「勤務時間の上限」として定めている。

- ①1か月の在校等時間について、超過勤務 45 時間以内
- ②1 年間の在校等時間について、超過勤務 360 時間以内

* 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざる得ない場合は、
1 か月の超過勤務 100 時間未満、1 年間の超過勤務 720 時間以内
(連続する複数月の平均超過勤務 80 時間以内、かつ、超過勤務 45 時間超の月は年間 6 か月まで)

学校や教師が担う業務の整理

(1) 基本的は、学校以外が担うべき業務

- ①登下校に関する対応
 - ・スクールゾーン委員会、スクールガードリーダー、交通指導員など
- ②夜間巡回、児童生徒が補導されたときの対応
 - ・青少協やPTA、警察等。
- ③学校徴収金の徴収と管理（給食費・修学旅行費・教材費）
- ④地域ボランティアとの調整

(2) 学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤調査・統計等への回答など
 - ・教頭業務から学校事務職員業務へ移譲
- ⑥児童生徒の休み時間における対応（安全見守りなど）
- ⑦校内清掃（樹木の選定や水やりなど）
- ⑧部活動
 - ・部活動指導員の配置。外部コーチの活用

(3) 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨給食時の対応（給食指導のサポート）
- ⑩授業準備
- ⑪学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの導入
- ⑫学校行事等の準備運営
 - ・学校行事の練習時間や準備時間を必要最低限にとどめ、開会式等の挨拶等の儀礼的な部分を簡素化するなど効率化を図る。
- ⑬進路指導
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・子ども寄添支援員、SC、特別支援ヘルパー、外国人子女等指導協力者、学習支援員、小中アシスト、生徒サポーター

「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」(概要)

平成 31 年 3 月沖縄県教育委員会

1. 働き方改革推進プランの目的

(1) 教職員一人ひとりが、充実した教職生活を送るためにワークライフバランスを重視し、働きやすい勤務環境を整える。

(2) 教職員が本来の業務に集中できる時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境を整える。

2. 達成目標

平成 31 年度は、教職員の正確な時間外勤務を把握する。

数値目標として、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間で、時間外勤務を同月比 20%削減する。

3. 具体的な取組内容

(1) 学校運営体制の改善

- ①勤務管理システムの導入
- ②学校閉庁日及びリフレッシュウィークの設定
- ③定時退勤日の設定
- ④高等学校の一般管理運営費予算の裁量予算制度の実施
- ⑤高等学校の校務支援システムの充実
- ⑥業務改善等のフォローアップ

(2) 学校業務の改善

- ①教育委員会から学校へ依頼する調査提出物の縮減
- ②学校行事の精選、業務内容や在り方の見直し(効率化)

(3) 教育委員会による支援

- ①教職員の健康管理、人材育成
- ②教職員の負担軽減(非常勤職員等の配置)
- ③スクール・サポートスタッフの配置支援
- ④スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置
- ⑤地域学校協働活動推進事業

(4) 部活動の在り方の見直し

- ①部活動休養日、適切な活動時間の設定
- ②外部指導者の積極的な活用
- ③部活動等に関する調査

2. 本市教職員の勤務実態

出退勤システムが平成30年9月スタートなので、年度単位のデータの蓄積がないことから、今回は、平成30年9月から令和元年8月までの12月で見てみる。

* 時間外勤務には、平日の8時15分より前の勤務時間と16時45分以降の勤務時間に土日等の勤務時間(6時間以上の場合は休憩時間として45分を控除)を加えた時間である。

* 出退勤システムの対象は、県費負担教職員(管理職、教諭、事務職、栄養職員、再任用、臨任含む)

(1) 月の平均時間外は、小学校で約40時間、中学校で約47時間となっている。

①小学校

平均時間外	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30年度						42:32	42:47	46:35	36:22	36:42	40:42	45:58
R元年度	47:09	50:10	48:36	36:27	13:55	39:38	40:06					

②中学校

平均時間外	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30年度						48:18	49:38	54:07	43:10	46:16	46:02	53:43
R元年度	55:31	55:30	50:54	45:28	25:20	48:25	49:01					

(2) 月の時間外が45時間超の平均教職員数は、小学校で420人(38.2%)、中学校で338人(48.7%)

①小学校

45H超の教職員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30年度 (人数)						454	456	529	299	306	413	454
(割合)						41.0	41.0	47.7	27.1	27.8	37.6	45.5
R元年度 (人数)	577	655	580	317	3	385	411					
(割合)	52.0	58.6	51.8	28.5	0.3	34.6	36.7					

②中学校

45H超の教職員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30年度 (人数)						304	318	353	252	274	284	311
(割合)						49.4	51.6	57.0	40.8	44.6	46.1	54.1
R元年度 (人数)	383	404	343	294	89	331	329					
(割合)	62.5	65.7	56.0	48.1	14.5	54.4	53.9					

(3) 月の時間外が80時間超の平均教職員数は、小学校で68人(6.2%)、中学校で80人(13.1%)

①小学校

80H超の教職員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30年度 (人数)						70	72	96	33	41	63	98
(割合)						6.3	6.5	8.6	3.0	3.7	5.7	9.8
R元年度 (人数)	94	112	113	33	1	36	46					
(割合)	8.5	10.0	10.1	3.0	0.1	3.2	4.1					

②中学校

80H超の教職員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30年度 (人数)						80	79	103	49	65	49	100
(割合)						13.0	12.8	16.6	7.9	10.6	8.0	17.4
R元年度 (人数)	129	122	104	65	16	77	82					
(割合)	21.0	19.8	17.0	10.6	2.6	12.6	13.4					

H30年と令和元年の9月と10月の同月比で見ると、小学校の月平均時間外、月の時間外が45時間超及び80時間超の教職数、割合ともに減少しており、長時間勤務が少しずつ是正されている。一方、中学校においては、さほど変化は見られず、長時間勤務の是正が進んでいない。

(4) 時間外勤務の主な業務

時間外勤務の主な業務アンケートから、小中学校では部活動指導の時間大きな差異があることから、中学校の部活動指導の在り方の是正が急務といえる。

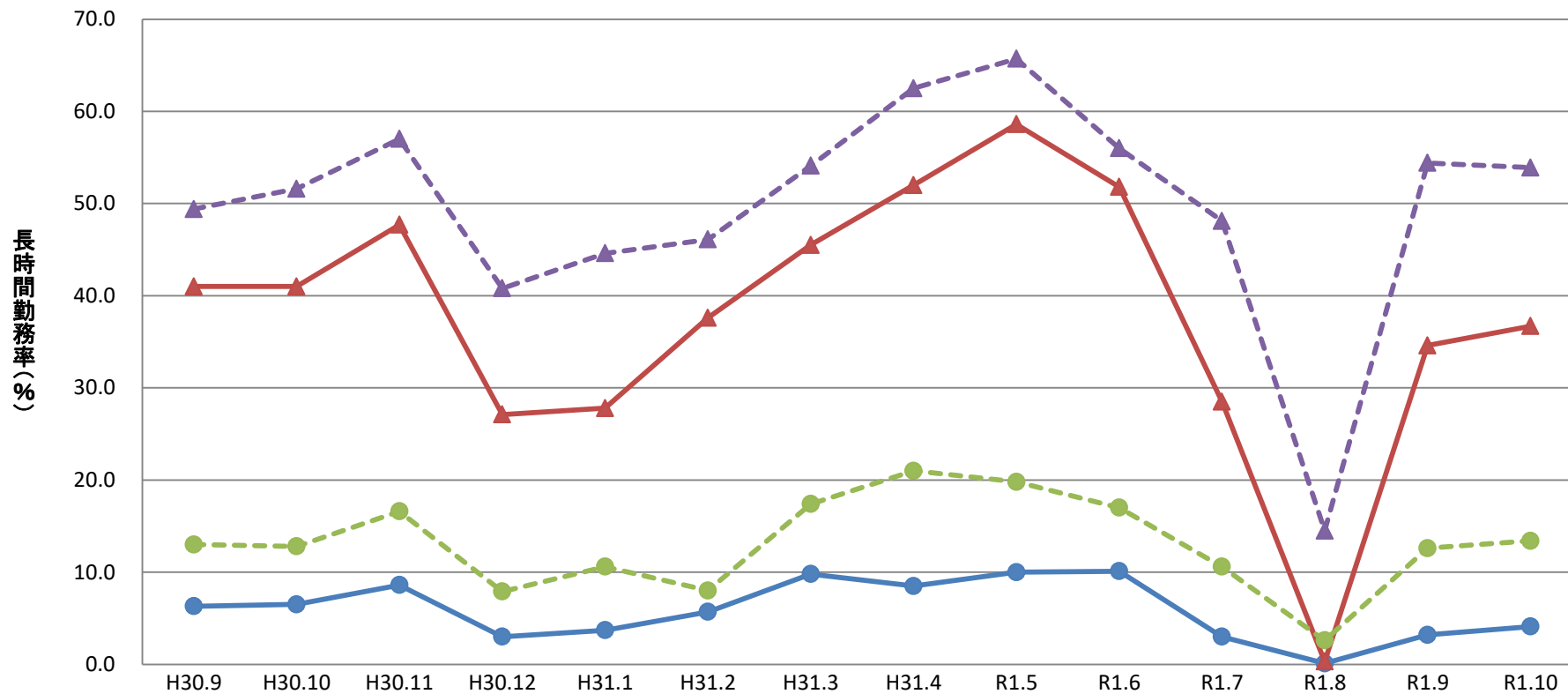
平日	学習指導に関する業務	校務分掌に関する業務	部活動指導に関する業務	生徒指導に関する業務	進路指導に関する業務
小学校	47.8	29.8	0.7	2.8	0
中学校	33.6	26.4	19.5	5.3	1.1
小中の差	14.2	3.4	-18.8	-2.5	-1.1

土日	学習指導に関する業務	校務分掌に関する業務	部活動指導に関する業務	生徒指導に関する業務	進路指導に関する業務
小学校	47.8	25.9	0.9	0.1	0
中学校	27.1	14.5	36.2	0.5	1.1
小中の差	20.7	11.4	-35.3	-0.4	-1.1

* 沖縄県「教職員の業務の効率化に関する実態調査」H30.11調査より抜粋

長時間勤務率

(月毎の全打刻者数に対する45時間、80時間以上残業者数の割合)



● 小80H超	6.3	6.5	8.6	3.0	3.7	5.7	9.8	8.5	10.0	10.1	3.0	0.1	3.2	4.1
▲ 小45H超	41.0	41.0	47.7	27.1	27.8	37.6	45.5	52.0	58.6	51.8	28.5	0.3	34.6	36.7
● 中80H超	13.0	12.8	16.6	7.9	10.6	8.0	17.4	21.0	19.8	17.0	10.6	2.6	12.6	13.4
▲ 中45H超	49.4	51.6	57.0	40.8	44.6	46.1	54.1	62.5	65.7	56.0	48.1	14.5	54.4	53.9

本市の取組について

【平成 30 年度】

1. 教職員の勤務実態把握のため、出退勤システムを導入した。(H30.09)

【令和元年度】

2. 校務支援システムの導入(令和元年 11 月稼働)
3. 会議等開催数の見直し(H30 年度→R元年度)
 - ・学校訪問
 - ・校長連絡協議会
 - ・教頭連絡会
 - ・那覇市教育課程研究協議会(全体会)(部会)
 - ・小中一貫コーディネーター連絡会
 - ・新任小学校英語担当者研修会
 - ・図書館事務主事・図書館司書教諭合同研修会
 - ・生徒指導主事研修会
 - ・生徒サポーター研修
4. 学校閉庁日及びリフレッシュウィークの設定
 - ・教職員が心身ともに健康でやりがいをもって児童生徒と向き合う環境を整備する取組の一貫として、2019 年度から県教育委員会主導のもと実施
 - ・学校閉庁日は 8 月の第 2 週の水・木・金曜日。また、学校閉庁日を含む第 2 週はリフレッシュウィークと設定。
 - ・内容は、学校閉庁日の期間は、教育活動を原則行わないこととする。
また、リフレッシュウィーク期間中は研修等行事計画を入れないよう周知し、多くの教職員が長期休暇を取得しやすい環境を整備する。
5. 留守番電話設置及び活用の促進
 - ・学校長及び保護者あて通知。
 - ・留守番電話設定に伴う緊急連絡先として、携帯電話を導入。
6. 「那覇市運動部活動等の在り方に関する方針」制定(R元年6月)
7. 「那覇市文化部活動等の在り方に関する方針」の制定(R元年10月)

8. 学校業務改善推進委員会の設置

- ・ 所管事務:改善計画(案)の作成と改善計画のマネジメントに関すること
- ・ 構成員:14 名(学校教育部長、学校教育部副部長、学校教育課長、
教育研究所長、小学校校長、中学校長(中体連)、中学校長(中
文連)、小学校教諭、中学校教諭、市P連、学校事務職員、生)総務
課、生涯学習課青少年育成室、まちづくり協働推進課

【令和2年度】

9. 中学校における部活動指導員の配置

校務支援システムについて

1. 導入の目的

教職員の働き方改革の一貫として、学校現場の情報共有や校務情報の管理・処理の効率化を支援することで教職員が授業準備・教材研究を十分に行い、かつ児童生徒に向き合う時間を確保するために総合的な校務支援システムを導入しました。

2. パッケージアプリ

- ア.名簿情報管理・・・クラブ名簿や委員会名簿など多種多様な名簿が容易に作成できる。
- イ.出欠席情報管理・・・保護者からの欠席・遅刻の連絡が職員間で共有されるので伝え漏れがなくなり、出欠情報を即座に把握できるようになる。
- ウ.成績処理・・・評価の記録や整理、総括などが容易にできるようになる
- エ.通知表作成・・・学校オリジナルの通知表を作成
- オ.週案簿・時数管理・・・時数管理が可視化されるので、管理職が容易に把握することができ、見通しを持った教育活動が行える
- カ.指導要録作成・・・入力したデータを活用して簡単作成
- キ.時間割作成・・・小学校の時間割作成を支援
- ク.メールや掲示板・・・スケジュールや連絡事項は各自で確認することができるので、打ち合わせ時間を短縮することが期待される。
- ケ.調査書作成・・・中学校専用で蓄積データをもとに、容易に作成できる。
- コ.体力テスト処理・・・容易に体力テストの集計や編集ができる。
- サ.保健管理・・・児童生徒の学校保健状況について、共有することができる。

3. 効果

・一度入力した情報は、システム上の他の箇所に反映し、重複作業を削減することで、正確性や迅速性を高めるとともに、操作ミスなどによる情報漏洩、誤記等の情報事故発生リスクが低減する。

・各種グラフや表が容易にできるので、共通した三者面談資料を作成することができたり、各種集計が自動で処理されるなど事務作業の手間が省ける。

・教職員間で情報の共有化や蓄積が図られ、学校全体でよりきめ細やかな指導を行うことができる。

4. 他市導入効果実績

愛知県西条市(2013年導入)

導入1年目:年間80時間の短縮

4年目:年間114.2時間の短縮

部活動の在り方の見直し

資料 2

1. 本市の部活動の現状 （部活動指導員導入に向けてのアンケート：9月）

①本市中学校 17 校対象

②回答のあった部顧問数 202 名（運動部 175 名、文化部 27 名）

部活動顧問の部活動取り組み時間			計	運動部	文化部
30日→			52:00	53:00	44:00
一週間の取り組み時間 →	平日(分)	休日(分)	計	運動部	文化部
	7:15	4:50	12:06	12:23	10:17

③一人当たりの 1 週間の取り組み時間（運動部顧問 12:23、文化部顧問 10:17）

④30 日間一人あたりの取り組み時間は、約 52 時間（運動部約 53 時間、文化部約 44 時間）

⑤部活動顧問の負担

- ・部活動に多くの時間が割かれる
- ・担当している部活動の競技経験がない部活動顧問の心理的な負担

⑥各学校では、部活動顧問を生み出すことが非常に困難な状況

2. 部活動の在り方の見直し

本市では、国や県のガイドラインを受けて、本市の部活動の在り方に関する方針を作成し、『『那覇市運動部活動等の在り方に関する方針（令和元年 6 月）』、『那覇市文化部活動等の在り方に関する方針（令和元年 10 月）』』（以下、本方針）を策定し、取り組みを進めている。

（1）休養日の設定

- ・平日 1 日以上、土日 1 日以上の週 2 日以上の休養日を設定することとしている。
- ・本市としては、原則として毎週水曜を一斉部活動休養日としている。

（2）適正な活動時間

- ・平日 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度と示している。

3. 部活動指導員配置促進事業の概要

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。〈スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象〉。

(1) 部活動指導員と外部コーチの違い

部活動指導員	外部コーチ
・会計年度任用職員としての扱い。 ・校長の管理下のもと、技術指導や安全指導、大会引率等を部活動顧問に代わってできる。	・ボランティアによる協力。 ・技術指導のみの協力で、安全指導や大会引率等はできない。 ※安全指導や大会引率等は部活動顧問が行う。

(2) 期待される効果

◇教員の働き方改革

- ・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
- ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減

◇部活動の質的な向上

- ・正しい理解に基づく、技術の向上
- ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
- ・想定される事故、ケガの未然防止

4. 今後の取り組み

- ①本市の部活動の現状把握
- ②那覇市部活動の在り方に関する方針の遵守状況
- ③部活動指導員の効果の検証
- ④スケジュール（案）

年度	取組内容
令和元年度 (2019)	○中学生のスポーツ・文化活動等に係る検討組織を設置。 ○学校外の活動主体や運営方法等の在り方について検討開始
令和2年度 (2020)	○外部人材の配置が進む学校や部活動等について実態調査を実施 ○地域団体等と連携し、部活動指導員等の外部人材の配置を推進
令和3年度 (2021)	○地域主体の活動等について目標設定した上で、地域団体等との連携・分担が可能な学校や部活動等から段階的に移行
令和4年度 (2022)	
令和5年度 (2023)	○地域や学校の実情に応じて、地域主体の活動等を本格実施

中学校における部活動指導員について

部活動指導員の制度化(H29.4.1施行)

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。

<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※3、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等

※3 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

規則等の策定

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

体制の整備

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

研修の実施

部活動指導員の任用

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)



ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



外部指導者の活用(従来通り)

外部指導者は、顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



期待される効果

◇教員の働き方改革

- ・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
- ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減

◇部活動の質的な向上

- ・正しい理解に基づく、技術の向上
- ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
- ・想定される事故・けがの未然防止

